

# 長崎実業補習学校の研究

福田 修

A Study on Nagasaki Continuation School

FUKUDA Osamu

(Received September 26, 2003)

## I はじめに

長崎実業補習学校は、長崎市の呉服太物商和泉嘉七によって1899（明治32）年9月に開設され1911（明治44）年3月まで存続した私立の教育機関である。同校は、開設当初の3年間は商業科と工業科を併置していたが、1902年12月以降は工業科が廃止されて商業科のみとなっており、基本的には商業関係の実業補習学校であった。

日本の実業補習学校制度は、1893（明治26）年の実業補習学校規程の制定によって実質的にスタートし、1935（昭和10）年の青年学校令の制定によって終わりを告げる。商業の実業補習学校は、1901年までの制度創設期においては実業補習学校全数のうちの2～3割程度をしめていたが、1902年以降の普及期においては設置数は増えるものの、農業補習学校のように普及せず全体のなかの2～3%あまりをしめるにすぎなかった<sup>1</sup>。そして、この商業補習学校に関する事例研究はきわめて少ない。たとえば、1897（明治30）年開設の福島商業補習学校と1898年開設の都城実業補習学校に関する研究があるが、両実業補習学校ともに実業補習学校規程にもとづいて設立されたものの、その実態は昼間に授業を行う全日・通年制の学校であった。実業補習学校規程が本来の対象とした勤労青少年のための教育機関では必ずしもなかったのである<sup>2</sup>。

本稿の対象とする長崎実業補習学校は、後述のように夜間に授業を行う定時制の学校として実業補習学校規程の趣旨に合致した教育機関であった。本稿は、長崎実業補習学校を事例として商業補習学校のひとつの実態を明らかにすることを目的とする。

## II 設立者和泉嘉七

和泉嘉七は、嘉永6（1853）年11月19日南高来郡加津佐村に生まれた。立身の道を商業に求め、13歳のときに長崎に出て綿布商に奉公し、ついで綿布商に奉公する。そしてさらに、1880（明治13）年には商業見習のために大阪の綿布卸商に奉公し、しばらくして店主より金銭の出納一切を任せられるようになった。1882年に長崎に帰り太物行商を始め、1888（明治21）年35歳のときに大阪の店主より暖簾分けを許されるにいたった<sup>3</sup>。

和泉は商人にも学問が必要であると考えて、長崎での丁稚奉公のかたわら夜間に勉学に励み、数年を経ずして筆算に何らの不自由を感じないまでになったという。そして、長崎で太物行商を始めてからは、漢籍を学ぶにいたっている。こうして苦学して教養を積んだ和泉の趣味は詩歌と書であった。大村湾内の小島に「松濤園」という別荘を設けて公開し、人々の自由な使用を許した。そこでの文人墨客との交流を通して生み出された詩歌や書画は多数に上ったと

される。また、長崎市内での名士の祝賀会などには来賓として出席し、祝歌を披露している<sup>4</sup>。

和泉は自ら「予ガ娯樂……平生薄ク自ラノ奉ジテ剩シ得タル財ヲ以テ不遇ノ人ヲ救フニアリ」と語っているように、儉約して貯めた財産を公共のため、恵まれない人々のために寄付することを楽しみとする人物であった<sup>5</sup>。1884年の榎津小学校新築費寄附を始めとする各地の小学校建築費・備品費の寄附、長崎幼稚園創立費、長崎商業学校新築費、図書館創立費、長崎市商品陳列所建築費、日本海員掖済会海員病院建設費、長崎警察署電話架設寄附や、式見村大火罹災者への物品施与その他、数多くの慈善行為を行っている<sup>6</sup>。また、公益事業への寄附にとどまらず、自ら実業補習学校を設立して11年間あまりにわたり私財を投入して独力で経営にあたった。そして、これらの慈善行為に対して数々の荣誉が与えられた。1909（明治42）年11月には、長崎県巡視中の文部大臣から「実業補習教育青年会ニ熱心尽力シ他ノ模範トナルヘキ者」として面接を許され、長崎実業補習学校は文部大臣の命によって文部視学官、長崎県教育課長、県視学、長崎市助役、市学務課長の視察を受けた<sup>7</sup>。同年12月には帝国教育会から教育功牌を授けられている<sup>8</sup>。また、1915（大正4）年11月には長崎県知事より篤行者として表彰を受け<sup>9</sup>、1922（大正11）3月には長崎市から教育功労者として賞を授けられた。

同業者や一般の市民からの信望も厚く、市議員を1895（明治28）年3月から1902年10月に辞職するまで2期にわたって勤め、また、呉服太物商組合の副取締役、長崎盲啞院理事、長崎慈善会幹事、長崎県有志教育会参事員などの役職にもついている。1899（明治32）年11月に三菱造船所が三菱工業予備学校を開設した際には、その開校式において来賓数十名のなかから県知事と並んで和泉が祝文を朗読している<sup>10</sup>。また、1906（明治39）年5月13日、呉服業開業満25年の祝宴を開いた際には長崎市「実業家中の名望家」としての交遊の広さをしめし来賓数は300名から500名に達したという<sup>11</sup>。

### Ⅲ 長崎実業補習学校の沿革

#### 1. 開設

和泉嘉七は、「商家の店員等にて普通の学校に入学して修業すること能はざるもの等の為め簡易なる商工上の智識を養はしむる」ことを趣旨として、長崎実業補習学校の開設を1899（明治32）年7月17日付けで県に申請し、8月31日付けで認可を受けた。授業は9月4日から和泉の自宅2階で開始され、開校式は9月15日に行なわれた。開校式は、長崎県知事、書記官、視学官、師範学校長、長崎市助役、市参事会員、市議員、市内各小学校長、三菱造船所長など県や市などの名士80名余りが出席し、知事や造船所長などの演説があるなど、設立者和泉の名声を反映し華々しいものであった<sup>12</sup>。

長崎実業補習学校の開設期の概要を同校規則で見てみよう。同校の目的は、開設の趣旨に基づき「商工家ノ徒弟ニ適切必須ナル学科ヲ授ケテ専ラ実業ニ応用セシムル」ことに置かれた。学科編制は商業科と工業科の2学科、修業年限は各3ヵ年、通年制授業で、教育課程は表1のとおりである。授業時間は点灯後毎日3時間とされ、職業に従事するものへの配慮がなされている。入学資格は、「尋常小学校第四学年ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルコト」と義務教育卒業以上とし、「但シ学齡外ニシテ実業ニ従事シタルノ実績アル者ハ学力ノ如何ニ拘ハラズ入学ヲ許可スルコトアルベシ」と職業従事の義務教育未修了者に対する特別な配慮もなされている。定員は40名と小規模である。授業料は月額10銭となっている<sup>13</sup>。

表1 長崎実業補習学校教育課程 1899 (明治32) 年

## 商業科

学科	学年	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数
修 読	身 書	人道実践ノ方法 漢字交り文	3	同 前	2	同 前	2
作 文		商業書信	3	同 前	2	同 前	2
習 字		日用文字 日用書類	3	同 前	2	同 前	2
算 術		加減乗除 四則雑題	3	同 前	3	同 前	2
地 理		郷土地理 本邦地理	2	本邦地理	2	外国地理	2
簿 記		商用簿記	1	同 前	2	同 前	2
英 語		会 話	3	同 前	3	同 前	3
経 済				経済大意	1	同 前	1
法 規				商法大意	1	同 前	1
計			18		18		18

## 工業科

学科	学年	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数
修 読	身 書	人道実践ノ方法 漢字交り文	2	同 前	2	同 前	2
作 文		日用書類 漢字交り文	2	同 前	1	同 前	1
習 字		日用文字 日用書類	2	同 前	2	同 前	1
算 術		加減乗除度量衡 貨幣時刻ノ計算	4	分数小数比例百 分算	4	開平開方求積幾 何ノ大意	4
理 化		物理大意	2	同 前	2	化学大意	2
図 画		自在画	5	同 前	5	同 前 用 器 画	5
手 工		木工金工ノ大意	1	同 前	2	同 前	3
計			18		18		18

注 『長崎県教育雑誌』第88号、1899年9月25日、p.25による。商業科第3学年の毎週時数の合計が18時間にならないがそのまま掲載した。

### 2. 1902 (明治35) 年規則改正

校主和泉嘉七より規則改正の申請が1902 (明治35) 年11月18日付けでなされ、12月13日付けで県の認可を受けた。目的規定は、同年1月に改正された実業補習学校規程にもとづき「商業ニ従事シ又ハ従事セントスル者ニ必須ナル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス」と改められた。学科編制は工業科がなくなり商業科のみとなった。教育課程は表2のとおりである。教科目構成は、読書、作文、習字が実業補習学校規程にもとづき国語にまとめられた。地理、経済、法規が商業に統合された。週の総時間数が3時間少なくなり15時間になった。夜間教授制で週18時間は無理があったのであろう。磨屋町夜学校や1904(明治37)年開設の長崎市立大浦実業補習学校も総時間数は15時間であり、平均的時間数といえる。国語、英語、商業の時数を1~2時間減らすことで総時間数を抑えているが、教科目毎の比重は大きくは変わっていない。教育の程度は、算術で見れば3年制の高等小学校の教育内容に準じたものとなり、開設時の商業科の教授事項よりも程度が高められている。各科目の成績は考查により甲・乙・丙の3段階で評価されることとし、第3学年の終わりに全科目の平均が乙以上の成績の者には卒業証書が授与されることとなっている。入学金は30銭、授業料は10銭である。定員が60名となり規模が拡張された<sup>14</sup>。

表2 長崎実業補習学校教育課程表 1902 (明治35) 年

学年		第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数
学科目							
修 身		国語ニ附帯シテ 教授ス		国語ニ附帯シテ 教授ス		国語ニ附帯シテ 教授ス	
国 語		読書、作文、習 字	7	読書、作文、習 字	6	読書、作文、習 字	5
算 術	珠算	加減乗除	2	加減乗除	2	加減乗除	1
	筆算	加減乗除	1	分数小数	1	比例百分算	2
簿 記		家計簿記	2	商用簿記	2	商用簿記	2
商 業		商事要項	1	商事要項	2	商事要項	3
英 語		会話書取	2	会話書取	2	会話書取	2
計			15		15		15

注 「私立学校ニ関スル綴 明治自三十三至四十一年 教育課」(旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵)による。

### 3. 1904 (明治37) 年規則改正

1904年3月3日付け申請9日付け認可の改正により、9月学年始期制が4月始期制に改められた<sup>15</sup>。長崎市の小学校はすでに第2次小学校令の時期から4月学年始期制を採用していた。長崎実業補習学校は開校してから5年たち、小学校卒業後商店等に雇用されたものが直ちに長崎実業補習学校に入学する例が多数となったものと思われる。

4月からは、商業教育の充実のため校舎を和泉の自宅から新築の新町高等小学校校舎の一部を借り受けてそこに移している。また、簿記、商業要項、商業英会話などの選科生を入学させることとなった<sup>16</sup>。

4. 1906 (明治39) 年規則改正

1906年3月14日付けで規則改正の申請がなされ、3月17日付けで認可された。修業年限が3カ年であったものが本科2カ年外国語専修科1カ年に変更される。働きながらの通学を3年間続け卒業までこぎつけるのは、現実的に困難が大きかったのであろう。表3の統計に見られるように、これ以前は在籍生徒数に比して卒業生数は少ない。未修了のもの、中途退学せざるを得ないものが多数いたようである。外国語専修科の授業料は30銭とされた。入学金納付の規

表3 長崎実業補習学校統計表

年 度	修業 年限	学級数	職員数	生徒数	卒業 生数	収入 (円)		
						設立者負担	授業料	合 計
1899 (M32)	3	1	2	55	—	228.660	60.500	289.160
1900 (M33)	3	2	3	55	—	245.160	60.500	305.660
1901 (M34)	3	2	3	48	—	258.210	43.300	301.510
1902 (M35)	3	2	3	50	6	258.010	46.200	304.210
1903 (M36)	3	2	3	45	4	261.900	40.800	302.700
1904 (M37)	3	2	3	45	14	267.000	33.000	300.000
1905 (M38)	3	2	3	41	11	290.000	30.000	320.000
1906 (M39)	2	3	3	88	10	267.600	146.400	414.000
1907 (M40)	2	2	3	87	21	436.000	109.900	545.900
1908 (M41)	2	2	3	49	16	361.000	44.200	405.200
1909 (M42)	2	2	4	32	21	344.000	8.000	352.000
1910 (M43)	2							

注 「文部大臣来県書類 附 效績状受領者等行賞ニ関スル書類」(旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵)による。ただし、1909年度は『長崎県学事年報』明治42年度による数字である。1910年度については未詳である。

表4 長崎実業補習学校教育課程表 1906 (明治39) 年

学 年		第一学年		毎週 時数	第二学年		毎週 時数
		国 語	算 術		簿 記	商 業	
修 身		国語ニ附帯シテ教授ス			国語ニ附帯シテ教授ス		
国 語		読ミ方、綴リ方、書キ方		4	読ミ方、綴リ方、書キ方		3
算 術	珠 算	加減乗除		2	加減乗除		2
	筆 算	整数小数		1	分数歩合算比例		1
簿 記		家計簿記		2	商用簿記		2
商 業		商事要項		1	商事要項		2
英 語		会話書取		5	会話書取		5
計				15			15

備考 外国語専修科ハ専ラ商家ノ子弟ニ適切ナル日常英語会話ノミヲ課シ、其ノ毎週教授時数ハ四時間トス。

注 前掲「私立学校ニ関スル綴 明治自三十三至四十一年 教育課」による。

定は削除された。教育課程表（表4）の算術の教授事項に見られるように、この改正によりこれまで3年間で教育していたものを2年間で教育するようにまとめている。必要な教育を短期の修業年限で保障する形に改めたのである。この前提には入学者の学力水準の向上があったものと思われる。教科目毎の時間数では、国語を3時間減らして英語を5時間に増やし、英語重視の構成としている。定員を100名に増員し規模をさらに拡張している<sup>17</sup>。表3に見られるように、実際に在籍生徒数と卒業生数は1906年度以降ふえている。

### 5. 1908（明治41）年規則改正

この改正により、教育課程が表5のように若干改められる。教科目毎の時間数では国語が第1学年、第2学年ともに3時間増え、それぞれ7時間、6時間となった。英語は第1学年、第2学年ともに3時間減らされ2時間ずつとなった。他の時間数は変わらない。1902、04年の規則の時間構成に戻され、商人として必要性の高い国語能力を重視したものと思われる。算術筆算の教授事項を見ると、第1学年は整数・小数・諸等数、第2学年は分数・歩合算・比例という構成になっている。これは、1907年の小学校令改正による義務教育年限延長後の尋常小学校第5学年・第6学年と高等小学校第1学年の教授事項を合わせた内容である。義務教育年限延長の実施に対応した措置であると思われる。教科書には、『実業青年読本』一・二、『簡易簿記教科書』、『実業教育商業簿記』、『商業要項初歩』、『商事要項教科書』が指定されている<sup>18</sup>。

表5 長崎実業補習学校教育課程表 1908（明治41）年

学年		第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数
修 身		国語二附帯シテ教授ス		国語二附帯シテ教授ス	
国 語		読ミ方、綴リ方、書キ方	7	読ミ方、綴リ方、書キ方	6
算 術	珠算	加減乗除	2	加減乗除	2
	筆算	整数小数諸等数	1	分数歩合算比例	1
簿 記		家計簿記	2	商用簿記	2
商 業		商事要項	1	商事要項	2
英 語		会話書取	2	会話書取	2
計			15		15

備考 外国語専修科ハ当分専ラ商家ノ子弟ニ適切ナル日常英語会話ノミヲ課シ、其ノ毎週教授時数ハ四時トス。

注 「私立学校設置ニ関スル件 明治四十一年 教育課」（旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵）による。

### 6. 閉校

6年制義務教育の完成後の1911（明治44）年3月、長崎実業補習学校は廃止される。教師用参考書、機械器具などは磨屋町夜学校に寄付された<sup>19</sup>。

## IV 長崎実業補習学校の性格

### 1. 生徒

創立以来の生徒数は表3のとおりである。在籍生徒数が定員を上回ったのは1889～1901年の

みであるけれども、他の年は1908・09年をのぞき、いずれも14～5名程度少ないという状況である。1908・09年が定員の半分以下であるのは、義務教育年限延長の実施の影響を受けたものと思われ、これらの年は例外的なものともみなすことが出来る。定員を充たすことは困難であったけれども、定員の増加に応じ生徒数も増えており、青少年の教育要求をよく吸収していたといえよう。

在籍した生徒の実態は、長崎実業補習学校の開設の趣旨に相当した商店の店員など勤労青少年であったのであろうか。創立から廃校にいたるまでの総ての生徒の職業を示す資料はない。ある特定の時期における生徒の実態をあらわす資料しかないので、ここではそれを用いて検討することとする。

1902（明治35）年第1回卒業生6人の職業についてみると、呉服店見習3人、裁縫店見習1人、官吏1人、活版業1人という状況で、いずれも何らかの職業についている者である<sup>20</sup>。また、1906（明治39）年の状況については、当時の新聞において「現今八十名の生徒を見るに多くば手代、丁稚の服装したる俣出席せるあり」と紹介されている。そして「此校の生徒は多くば雇人なる故昼間労働の為疲労せるより夜間の就学に疎かなるもの及び、或は雇主次第にては生徒の出席せんとするも思ふに任せぬもの」もあると、生徒が勤労青少年であるがゆえに毎夜の出席がままならない状況もあることが述べられている。そのようななかで生徒本人の志が固くしかも雇主の理解も深く出席率が良好であるものの例として、回漕店、船具店、薬店、乾物商店、紙店、貿易商の雇人9人が紹介されている<sup>21</sup>。これらのうちの8人は翌年3月の本科卒業生9人の中に名を連ねることになるが、1名の名前は卒業者のなかに見出すことは出来ない<sup>22</sup>。1906年の生徒80名あまりは実際にその多くは商店等の雇人であり、それがゆえに毎夜授業に出席して卒業までこぎつけることができた者の数も少なかったものと思われる。年度は前後するが1903年の学年末の状況を見れば、第1学年の事故未修了者8名、第3学年の事故未修了者は2名となっており、すべての生徒が順調に進級し卒業できたわけではないことがわかる<sup>23</sup>。同様に、他の年度についても統計表の卒業生数を見てみると、毎年の卒業生は在籍生徒数の1～2割程度にすぎない。これにより、1906年だけでなく他の年度においても在籍生徒の多数は実際に職業についているものであったことが推測される。

以上、二つの年の資料しかないけれども長崎実業補習学校の生徒の大部分はその開設の趣旨に合致した勤労青少年であったと思われる。

## 2. 教員

教員数は、表3に示したように3名程度である。学級数2に対応した人数となっている。教員の大部分は、近辺の公立小学校の訓導や高等女学校教諭による嘱託教員である。校長兼教員には公立小学校の訓導、市立長崎商業学校教諭や、県立中学校一等助教諭の経歴を持つ電信会社社員などが現職との兼務で任ぜられている。長崎実業補習学校は専任教員を置いていなかった。

実業に関する科目としての「商業」と「簿記」の担当資格をもった専任の教員がいなければ、実業教育機関としての効果を十分に発揮することはできない。しかしながら、実業補習学校においては、教員は小学校教員による兼任の形をとることが一般的であった。長崎市内に1904（明治37）年に開設された公立の大浦実業補習学校も専任教員はおかず小学校教員の兼務であった。実業科目を担当する専任教員が配置されていないことは、この時期のみならず日本の実業補習学校制度のすべての時期を通じる大きな限界のひとつであった。

### 3. 性格

実業補習学校は1893（明治26）年に実業補習学校規程が制定され、翌年に実業教育費国庫補助法による補助金が交付されることによってその設置が実際に進むことになる。長崎実業補習学校が開設された1899（明治32）年には全国の実業補習学校数はまだ108校にすぎなかった。長崎実業補習学校は、長崎県においては1897（明治30）に開設された有川水産補習学校、小野農業補習学校、彼杵農業補習学校について4番目に設置されたものであり、全国的にも長崎県内においても早期に属するものである。そして、全国の実業補習学校108校のうちの104校が官公立であり私立は4校に過ぎなかった<sup>24</sup>。長崎実業補習学校は私立の実業補習学校としても先駆的な事例であったのである。

また、1899年までに開設された官立をのぞく公立の実業補習学校103校のうちの60校、6割近くが実業教育費国庫補助法による補助金を受けている<sup>25</sup>。この時期の実業補習学校は国庫からの補助金とその普及を進め、経営を支えたという性格を持つものであった。それゆえに、補助金の交付がなくなるとそのままの形態を維持することが困難となり、組織の改変を余儀なくされた。それに対して、長崎実業補習学校は民間の一人によって、官や公からの補助をあてにせず設立され維持されたという点で独立性の高いものであった。

実業補習学校は、本来は初等教育修了後中等学校に進学しない「普通人民」の子弟を対象とする学校であった。それゆえに、教授時間を夜間、午後、日曜に設定し、教授時期も季節を限定するなど、勤労青少年のために修学への配慮をすることが求められていた。しかしながら、長崎実業補習学校が開設されたころの実業補習学校は、1902年の文部省訓令第1号が指摘するように、全日・通年制の課程をとり職業についているものを教育の対象から除外した形のものが多かった。1897（明治30）年に開設された長崎県の有川水産補習学校、小野農業補習学校、彼杵農業補習学校はいずれも全日・通年制の課程をとっていた。中上層の家庭の子弟を対象として、彼等を中堅村民に形成する教育機関として構想されていたのである<sup>26</sup>。これらに対して、長崎実業補習学校は最初から商工家の店員・徒弟を対象とする教育機関として構想され、授業時間も夜間に設定されていた。そして、勤労青少年を対象とする教育機関なるがゆえに「質問録」という教育方法上の工夫もなされていた。それは、「学科又は社会上処世上諸般の疑問を各生徒に記録せしめ、一々教員より解釈又は指導を与ふる」というものである<sup>27</sup>。生徒が夜間3時間しか学校に在籍しないため、生徒の勉学上の疑問にその都度回答を与えることや、昼間に商業徒弟として職業上わいてくる疑問にその場で回答することが困難であることに対して、有効に対応しようとする方法であったと思われる。長崎実業補習学校は、勤労青少年のための教育機関として開設され、彼らの学習上の必要に配慮をした学校であった。長崎実業補習学校は、実業補習学校の本来の制度理念に、よく合致する教育機関であったのである。

### 4. 長崎実業補習学校の存立の要因

長崎実業補習学校が、1899（明治32）年という早い時期に勤労青少年のための教育機関として設立され、その性格がその後も維持されたのはなぜであろうか。それは、次の5つの要因から考えることができる。

第一に、長崎実業補習学校が設立された主要因としては、設立者和泉嘉七の個性をあげることができる。前述のように和泉は、商人として必要な読み書き算の能力を徒弟奉公のかたわら独学で習得した体験を持っていた。和泉は「予ヤ少ニシテ商家ニ傭ハレ学ブベキノ時ニ学ブコトヲ得ズ、一家ヲ成スニ至リテ朝夕大ニ不自由……ヲ感ズ、是一生ノ恨ナリ」とのべている。こ



の表現には謙遜が含まれているが、和泉の学ぶことへの熱い思いが込められている。独立してから後も商売の傍ら漢籍を学び和歌や書にも親しんだように、学問や教養などに対する高い学習意欲を持っていた。それが青少年期という「学ぶべき時」に充たされなかったのである。そして、「方今ニシテ商家ニ傭ハレシモノ日夜主家ノ為ニ使役セラルルノミニシテ尚 聖世ノ恩波タル教育ノ光ニ浴スルコト能ハザルモノ多キヲ見ルハ誠ニ痛嘆ノ至リナリ」とのべているように、彼自身の体験は同様な境遇にある勤労青少年にたいする同情となり、彼らに学習の機会を保障しようとするにつながつたのである<sup>28</sup>。また前述のように、和泉は恵まれない人々のために私財を惜しみなく提供することを楽しみとする人物であった。以上のような人間性と自身の体験から、長崎市が実業補習学校を開設する以前において実業補習学校を独力で開設し、その経営のために11年余りにわたって3,200円以上にのぼる財産を投じることとなったのである。

第2に、長崎実業補習学校が存立した背景としては、長崎市の商業都市としての性格があげられる。長崎市は、海外貿易港としての地位は次第に低下するものの、近世以来の通商都市として商業活動が盛んであった。貿易輸入品の県外への移出、県内・他府県産品の移出入と県下への散布など商品取引に従事する大小の商業従事者が多数存在した。時代は下るけれども、1910（明治43）年の長崎市の職業別戸数をみると、商業專業は6,842戸、市内全戸数のうちの30.6%を占める。これに兼業の商業戸数2,977を加えれば9,819戸で全体の43.9%と4割あまりとなる<sup>29</sup>。商業都市として市内に多数の商業従事者が存在したことは、実際的な商業教育への需要を生み出す大きな基盤となるものであったのである。

第3の要因は、長崎市においては1899年以降は小学校の就学率が急速に上昇する時期にあたっていることである。1899年長崎市の学齢児童就学率は男女平均68.87%で県の平均69.04%より僅かに低い程度であったものが、1900年度には84.85%と急上昇し県平均80.08%、全国平均81.67%を上回るようになる。そして1901年度には、94.89%と9割を超える<sup>30</sup>。小学校に就学することが当たり前のこととなる。しかも、尋常小学校を卒業したもので高等小学校に進学するものも多数となる状況ともなっている。1900年の長崎市の尋常小学校男子卒業生数は524名であるのに対し、高等小学校男子入学者数は454名、1901年は同様に651名に対し649名、1902年は同様に702名に対し757名となっており、高等小学校入学者の数が尋常小学校卒業生数に接近しそれを上回るにいたっている<sup>31</sup>。これは、長崎市内の尋常小学校卒業生だけでなく、近隣の町村の卒業生が市内の高等小学校に入学していたことを表すものであろうが、市内の高等小学校進学率がかかなり高かったことも示しているものと思われる。たとえば、1899年3月の長崎尋常小学校卒業生301名のうち、高等小学校に進学したものは264名で87.7%を占めている。そのほかは、磨屋町夜学校入学5名（1.7%）、商業従事2名（0.7%）、工業従事9名（3.0%）、家事従事21名（7.0%）となっている<sup>32</sup>。卒業後、学校教育を受けないものは32名、1割あまりにすぎないのである。長崎市内では、尋常小学校卒業生のうちの多くが高等小学校教育を受ける状況があり、高等小学校に進学せず直ちに商工業に従事するものは少数派となっていたと思われる。したがって、尋常小学校を卒業したのみで商工業の徒弟奉公に入るのは学力の点では不利となっていたと思われる。特に、尋常小学校不就学者や、尋常小学校中途退学者はさらに不利であったであろう。

第4に、尋常小学校4年間だけの教育では商業活動をする上で学力的に不十分な点があったことである。長崎実業補習学校が開設された時期の小学校の教育内容は、1892（明治25）年制定の長崎県小学校教則によって規定されている。それによれば、算術では尋常小学校の教授要

旨は万以下の数の範囲内での加減乗除、小数の計え方、度量衡貨幣時刻の制とその計算と規定され、高等小学校については簡易な比例問題、通常の数・分数が基本的内容とされている<sup>33</sup>。万以下の範囲の加減乗除や度量衡貨幣時刻の計算に十分習熟していれば、小売店の一店員としての業務にさほどの支障はないであろうけれども、小売店の経営や卸売りの業務に従事するにはそれだけでは不十分であろう。より多くの利益をあげるための卸値や小売値の設定、一定期間での売上の予測と在庫の管理などには高等小学校での比例や分数の学力が要求される。

そして1900（明治33）年改正の小学校令（第3次小学校令）は、義務教育の年限に関して3～4カ年では「小学校ノ本旨トスル道德教育及国民教育ノ基礎竝ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルハ蓋シ為シ難キ所ナリ」として、義務教育年限延長の準備とするために尋常小学校に2年制の高等小学校を併置することを奨励している<sup>34</sup>。この第3次小学校令下での小学校の教育内容は、算術を例にとれば1892年長崎県小学校教則のものとは基本的には変わらない。尋常小学校4年間の教育では、小学校教育の本旨を達成する上でも、また独立して商業活動を展開する上でも不十分であったのである。義務教育年限が延長され従来の高等小学校の教育内容が義務教育に包括されるにいたるまでは、不十分な尋常小学校のみの教育で終わらざるを得ない者にたいして、高等小学校の教育を含んだ形の教育を保障することが必要となるのである。

第5に、長崎市内においては商業従事者や商業徒弟の間に定時制の教育に対する需要が実際に存在したことである。たとえば、1887（明治20）年には勤労青少年を対象とした磨屋町夜学校が設置され、多数の勤労青少年の教育要求を吸収していた。前述のように、1899（明治32）年3月の長崎尋常小学校卒業者の少数派非進学組のなかに磨屋町夜学校入学者が5名存在した。同年の磨屋町夜学校の生徒数は267名に達していた。そして、義務教育年限が延長されるまで200名内外の生徒数を維持していた。同校は、創立当初の教育内容は尋常小学校程度のものであったけれども、漸次教育程度をたかめていった。1896（明治29）年には修業年限4カ年で尋常小学校及び高等小学校の主要な教育内容を教授するものとなり、教科目に商業活動に必要な簿記を加えていた。生徒の大半は昼間何らかの職業についており、商工業に従事するものは1903（明治36）年でいえば6割をしめていた。商工業に従事する青少年たち自身が、職業教育を含んだ定時制課程の教育にたいする要求を持っていたのである<sup>35</sup>。

## V おわりに

長崎実業補習学校は、設立者の意志と商業都市長崎市の青少年の教育要求に支えられて成立した教育機関であった。実業補習学校としては早い時期に開設され、勤労青少年のための教育機関としての実質を果たしていた。生徒数は、定員を充たすことが出来ない年が多かったものの、40名から90名弱と少なくはない勤労青少年の教育要求を吸収していた。その反面、毎年の卒業生数は在籍生徒数からみれば多くはなかった。入学はしたものの卒業資格を得られずに中途退学せざるを得なかった者も一定数存在したのである。入学した生徒にたいして学校が目標とした学力を十分に保障することが出来ない例があったという点では、長崎実業補習学校はそれ自身の役割を不十分にしか果たせなかったということも出来るかもしれない。しかしながら、長崎実業補習学校に通学する生徒は、多くは個人経営の商店などの雇人・丁稚であった。長崎実業補習学校の卒業資格が勤め先での昇給や昇格の条件となるような一般的な契約関係のようなものが存在したという事実は認められない。また、実業補習学校は学校体系上、上級の学校に接続しておらず、その卒業資格は上級の学校の入学資格となるわけではない。実業補習学校は将来の社会上昇のために役立つ学校ではなく、長崎実業補習学校の卒業資格を得ることそ

れ自体に意味があるわけではなかった。生徒は、卒業資格を得ることを第一の目的としたのではなく、自身の現在の職業生活に必要な知識を補うために通学したのである。このことからすれば、卒業資格を得るにいたった者が毎年10~20名存在したということは、決して過小評価されるべきことではない。むしろ、長崎実業補習学校の教育が商業従事の青少年の必要に応え得るものであったがゆえに、10~20名もの者が昼間の疲れにもかかわらず2~3年間に渡り毎夜勉学に励んで卒業にまで到達することが出来たというべきであろう。そうした観点からすれば、40名から90名弱の生徒を擁し毎年10名から20名の卒業者を出した長崎実業補習学校は、勤労青少年の必要によく応えた教育機関であったといえることができるであろう<sup>36</sup>。

〔注〕

- 1 1934(昭和9)年度の官公私立実業補習学校全数は15,306校、そのうち商業補習学校は549校、全体の3.6%となる。商業科と他の農業科などを併置する学校を加えると商業関係の実業補習学校の数はもっと多くなる。『文部省第六十二年報 自昭和九年四月至昭和十年三月』下巻、1938年、pp.188-189。
- 2 山岸治男「都城商業学校の設立と展開」(豊田俊雄編著『わが国産業化と実業教育』東京大学出版会、1984年)、羽田新「福島商業学校の設立と発展」(同前、所収)。
- 3 以下とくに断らないかぎり、長崎母の会編刊『長崎幼稚園沿革録 長崎母の会沿革録 故和泉嘉七翁篤行録』1934年、pp.39-41、その他による。
- 4 「北野校長功績状受領祝賀会」(『東洋日の出新聞』1906年11月26日)。
- 5 「文部大臣来県書類 附 效績状受領者等行賞二関スル書類」(旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵)。
- 6 「私立学校設置二関スル件 明治四十一年 教育課」(旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵)。
- 7 前掲「文部大臣来県書類 附 效績状受領者等行賞二関スル書類」、「本県に於ける各学校其他の巡視」(『長崎県教育雑誌』第208号、1910年1月25日) pp.28-29、38-39。
- 8 「功牌受領者氏名」(『帝国教育』第330号、1910年1月10日) p.137。
- 9 「篤行者の行績」(『九州日の出新聞』1915年11月14日)。
- 10 「三菱工業予備学校開校式」(『鎮西日報』1899年11月8日)。
- 11 「和泉氏銀祝の宴」(『東洋日の出新聞』1906年5月14日)、「和泉氏創業二十五年祝」(『鎮西日報』1906年5月15日)。
- 12 「実業補習学校開校式」(『鎮西日報』1899年9月17日)。
- 13 「実業補習学校」(『長崎県教育雑誌』第88号、1899年9月25日) pp.24-25。
- 14 「私立学校二関スル綴 明治自三十三至四十一年 教育課」(旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵)。
- 15 「私立学校書類綴 明治三十七年以降 第三課」(旧長崎県庁行政文書、長崎県立長崎図書館蔵)。
- 16 「長崎実業補習学校生徒募集」(『東洋日の出新聞』1904年3月27日)。
- 17 前掲「私立学校二関スル綴 明治自三十三至四十一年 教育課」。
- 18 前掲「私立学校設置二関スル件 明治四十一年 教育課」。
- 19 「実業補習校廃止」(『長崎新聞』明治44年3月16日)。
- 20 「実業補習学校卒業証書授与式」(『長崎県教育雑誌』第133号、1903年8月25日) p.59-60。

- 21 「各学校生徒の状態（十六） 新町実業補習夜学校」（『東洋日の出新聞』1906年11月28日）。
- 22 「実業補習学校卒業式」（『東洋日の出新聞』1907年3月28日）。
- 23 前掲「実業補習学校卒業証書授与式」。
- 24 『文部省第二十七年報 自明治三十二年至三十三年』1900年、第二篇 全国教育、pp.84-95。
- 25 同前、第三篇 統計、pp.578-594。
- 26 拙稿「有川水産補習学校の研究（I）—実業教育費国庫補助金交付期を中心にして—」（『純心女子短期大学紀要』第24集、1987年）、同「小野農業補習学校の研究（I）—実業教育費国庫補助金交付期を中心にして—」（『純心女子短期大学紀要』第25集、1988年）、同「彼杵農業補習学校の研究」（『純心女子短期大学紀要』第26集、1989年）。
- 27 前掲「本県に於ける各学校其他の巡視」 p.28。
- 28 前掲「文部大臣来県書類 附 效績状受領者等行賞ニ関スル書類」。
- 29 『長崎県統計書』明治四十三年、上巻、1912年、p.21、同、下巻、1912年、p.89。
- 30 『文部省第二十九年報 自明治三十四年至明治三十五年』1903年、第三篇 統計、pp.9、11。
- 31 『長崎県統計書』明治三十三年、1902年、p.255、同、明治三十四年、1904年、p.243、同、明治三十五年・明治三十六年、1905年、p.311、『長崎県学事年報』明治三十五年度、1904年、p.55。
- 32 「長崎尋常小学校卒業式」（『鎮西日報』1899年3月28日）。
- 33 「長崎県令第三十八号 長崎県小学校教則」（『長崎県公報』第249号、1892年4月20日） pp.31-43。
- 34 1900年8月22日文部省訓令第10号「小学校令改正並小学校令施行規則発布ニ関スル件」。
- 35 拙稿「磨屋町夜学校の研究」（『山口大学教育学部研究論叢』第47巻、第3部、1997年） pp.115-129。
- 36 長崎実業補習学校の教育内容が個々の生徒にどのような効果を持ったのかを示す資料は、今のところ手もとにはない。長崎実業補習学校の具体的効果を開明するのは今後の課題である。